2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における道路保全施設工事に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における道路保全施設工事に係る競争参加資格の再認定）を受けた単体又は２者で構成された共同企業体であること。

⑶　単体又は共同企業体のすべての構成員は、平成15年度以降に以下に掲げるいずれかに該当する工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）があること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

・道路トンネルの消火栓設備の試験調整を伴う新設又は改修工事
・道路トンネルの水噴霧設備の試験調整を伴う新設又は改修工事

⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。（以下、上記専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人を「配置予定技術者」という。）なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着工の着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成26年７月１日（火）を予定している。

①　専任の主任技術者については、ア～ウの何れかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項に規定する技術者のうち、機械器具設置工事業又は消防施設工事業に係わる技術者で、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」とする者に限る）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（機械部門）」という。）

ウ　イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　専任の監理技術者については、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証（機械器具設置工事又は消防施設工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成15年度以降に現場技術者として、以下に掲げるいずれかに該当する工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有するものであること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

・道路トンネルの消火栓設備の試験調整を伴う新設又は改修工事
・道路トンネルの水噴霧設備の試験調整を伴う新設又は改修工事

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を満たしていること。

①　本工事に対する建設業法の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼　本工事と同一工種の当社発注工事において、競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽　当社発注工事において工事成績の平均が平成23年度及び平成24年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3　技術提案等に関する事項

⑴　技術提案書の作成　技術提案書の作成にあたっては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。なお、技術提案書（３⑵の最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。

⑵　最終技術提案書の提出及び技術提案書の評価　技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）結果を反映させた最終技術提案書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。

⑶　最終技術提案書の評価　最終技術提案書の評価項目は以下のとおりである。

①　施工に関する更なる工夫
②　工程管理に関する更なる工夫
③　品質・出来形管理に関する更なる工夫
④　安全管理に関する更なる工夫

4　落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　総合評価の方法　落札者の決定方式は、技術提案書の内容を３⑶に応じて評価した技術評価点（配点30点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

評価値＝技術評価点＋価格評価点（※）

※価格評価点（小数点以下第４位四捨五入）

価格評価点は、入札価格により次のとおり算定される。

入札価格≧低入札調査基準価格：
20＋（10／(100－β)）×（100－α）

低入札調査基準価格＞入札価格≧特別重点調査基準価格：
（30／(β－60)）×（α－60）

特別重点調査基準価格＞入札価格：０

ここで、α＝（入札価格／予定価格）×100　β＝（低入札調査基準価格／予定価格）×100

②　落札方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から４⑴①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ　アにおいて、評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

⑵　低入札価格調査等　予定価格を大幅に下回る入札について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（低入札価格調査）又は重点的に調査して判断するための調査（特別重点調査）を行う。低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項については、首都高速道路株式会社の契約規則実施細則（平成24年財務部細則第２号）に規定している。なお、特別重点調査の調査事項である「その他必要な事項」には、品質確保体制及び安全衛生管理体制を含むものとする。

5　入札手続等

⑴　担当部局　〒221―0044 神奈川県横浜市神奈川区東神奈川一丁目３番４号　首都高速道路株式会社　神奈川管理局　総務・経理課　電話045―451―7910（ダイヤルイン）